資料 2

2020 年 12 月 1 日
一般財団法人日本規格協会

JIS 見直しの審議について

日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の JIS があることから効率的な運用のために、毎年度一括して JIS 見直しを行うこととしております。JIS の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。今回のご審議は、別添 1 の“JIS 見直しの審議”に該当します。

2021 年度に見直し期限を迎える適合性評価分野の JIS について、当会にて関係各方面の意見を十分に調査し、別添 2 のとおり 2021 年度中に改正、確認又は廃止とするかの案を作成いたしましたので、ご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 見直しのうち、公示予定が「確認」，及び公示予定が「廃止」，かつ，これから廃止に着手する JIS については、その内容を利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

別添1

JISの見直しに関する審議

（1）JIS見直しの流れ

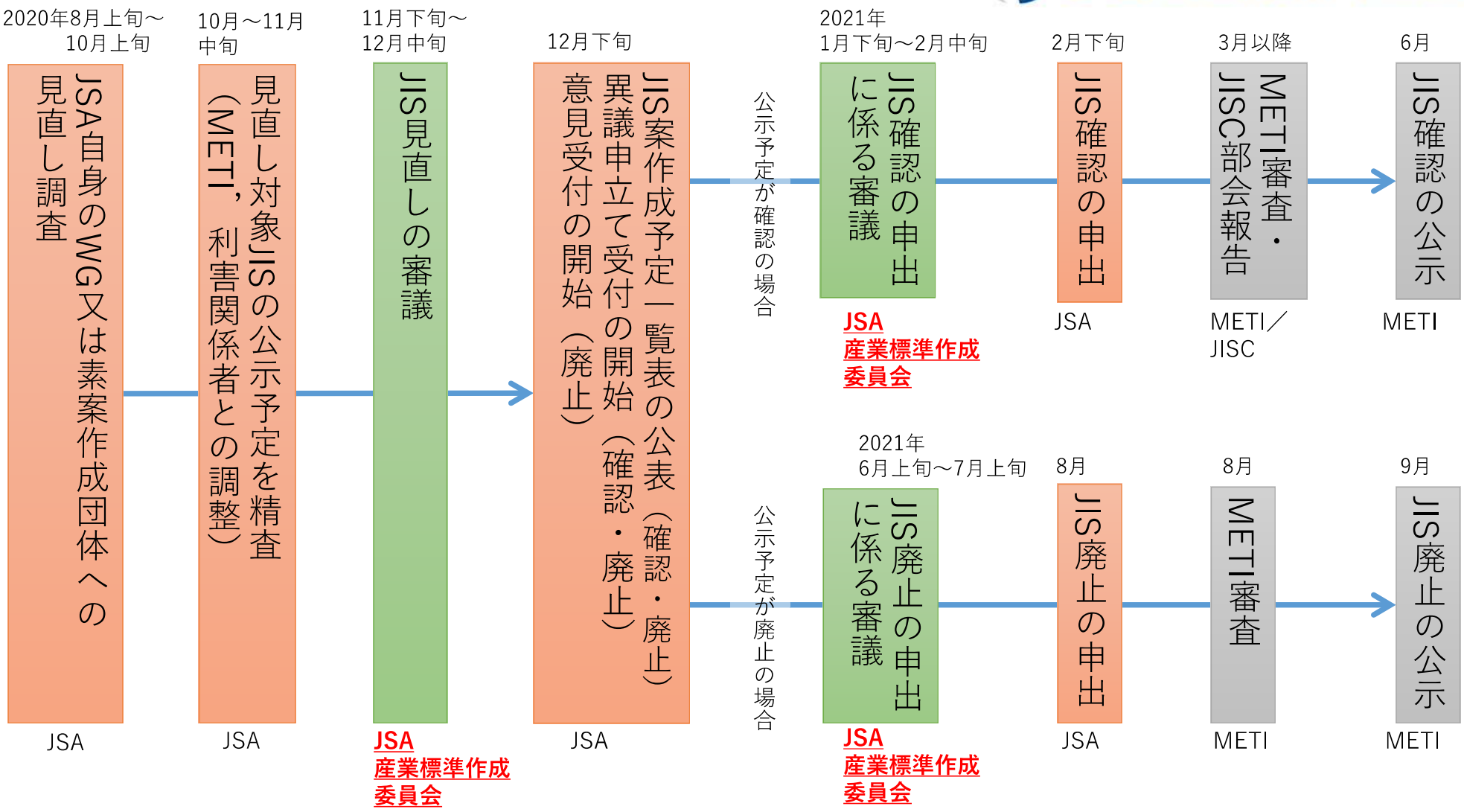

Copyright 2020 JSA GROUP. All Rights Reserved.

（２）JIS見直しの審議について

目的：　次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

１．利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。

※　見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
※　技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

Copyright 2020 JSA GROUP. All Rights Reserved.

（２）JIS見直しの審議について（続き）

２．JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。
その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。
JSA内部にて、産業標準作成責任者の了承を得た後、産業標準作成委員会にお諮りします。

※　当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
※　当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、
又は次に該当しない場合は，JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
整合すべき（参照している）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
整合すべき（参照している）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

Copyright 2020 JSA GROUP. All Rights Reserved.

（２）JIS見直しの審議について（続き）

３．産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。

※　JIS見直し案の資料については、 JSAで事実確認を行っております。

※　対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。

例　対応国際規格が「×」で、JIS見直し案の公示予定を「確認」としている場合、（２）２．の「対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要」に該当していないことをJSAで確認しています。

※　ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

Copyright 2020 JSA GROUP. All Rights Reserved.

（３）JIS確認の申出に係る審議

目的：　利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、
主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

１．JIS確認の計画の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。

※　当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～JIS確認の計画の公表の結果）を示しております。

２．産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。

※　JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。

３．産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

Copyright 2020 JSA GROUP. All Rights Reserved.

2021年度に見直し期限を迎えるJISの見直し（案）（適合性評価分野）

別添2

規格番号	規格名称	公示予定（確認，改正，廃止又は“－”を入力）	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体（無と記載している場合は、JSA自身のWGを示す。）
Q0060	適合性評価―適正実施規準	確認	対応国際規格の改訂が予定されており，その動向を踏まえて検討する必要があるため。	1: IDT		無
Q1000	適合性評価―製品規格への自己適合宣言指針	確認	規定内容の変更の必要がないため。	2: MOD		無
Q17000	適合性評価―用語及び一般原則	改正	これから改正に着手し，来年度中に改正公示予定であるため。	1: IDT		無
Q17030	適合性評価－第三者適合マークに対する一般要求事項	確認	対応国際規格の改訂が予定されており，その動向を踏まえて検討する必要があるため。	1: IDT		無
Q17040	適合性評価―適合性評価機関及び認定機関の同等性評価に対する一般要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17043	適合性評価―技能試験に対する一般要求事項	確認	対応国際規格の改訂が予定されており，その動向を踏まえて検討する必要があるため。	1: IDT		無
Q17050-1	適合性評価―供給者適合宣言―第1部：一般要求事項	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無
Q17050-2	適合性評価―供給者適合宣言―第2部：支援文書	確認	規定内容の変更の必要がないため。	1: IDT		無

【JIS書誌情報】

書誌情報			参照文書（JSA調査結果）						
規格番号及び西暦年	最新 公示								
	種類	年月日	対応国際規格	引用JIS	引用国際規格	対応国際規格	対応国際規格の同等性	制定年月日	最新改正日
JIS Q 0060:2006	確認	2016/10/20	◎	◎	－	ISO/IEC Guide 60:2004	IDT	2006/07/20	
JIS Q 1000:2005	確認	2016/10/20	－	×	－			2005/08/20	
JIS Q 17000:2005	確認	2016/10/20	×	－	－	ISO/IEC 17000:2004	IDT	2005/07/20	
JIS Q 17030:2004	確認	2016/10/20	◎	－	×	ISO/IEC 17030:2003	IDT	2004/08/20	
JIS Q 17040:2006	確認	2016/10/20	◎	◎	－	ISO/IEC 17040:2005	IDT	2006/07/20	
JIS Q 17043:2011	確認	2016/10/20	◎	◎	◎	ISO/IEC 17043:2010	IDT	2011/09/20	
JIS Q 17050-1:2005	確認	2016/10/20	◎	◎	－	ISO/IEC 17050-1:2004	IDT	2005/07/20	
JIS Q 17050-2:2005	確認	2016/10/20	◎	◎	－	ISO/IEC 17050-2:2004	IDT	2005/07/20	

参照文書の記号の説明：
◎　当該JIS発効時の参照文書のすべてが、改廃されずに、存続している。
×　当該JIS発効時以降、参照文書の一部及び/又は全てが、改正及び/又は廃止されている（現状が不明なものも含む）。